

審 査 基 準

令和 6 年 1 0 月 1 日作成

法 令 名	： 大規模地震対策特別措置法施行令
根 拠 条 項	： 第 1 2 条第 2 項
処 分 の 概 要	： 警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認
原権者（委任先）	： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め	： 大規模地震対策特別措置法施行規則第 6 条第 1 項、第 2 項
審 査 基 準	： 車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が大規模地震対策特別措置法第 2 1 条第 2 項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 4 2 及び 3 以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標 準 処 理 期 間	： 3 0 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	： 警視庁本部（交通規制課）及び警察署（交通課）
問 合 せ 先	： 交通部交通規制課規制実施係
備 考	：